



石川県津幡町 資料提供

令和4年 10月 21日
町民生活部生活環境課
担当:永島
☎076-288-6701

災害廃棄物の処理に関する協定締結式

1. 概要・目的など

大規模災害発生時に、協会が協力することについて必要な事項を定めることで、円滑な活動の実施に資するものです。協定締結により、町からの具体的な要請内容が協会にダイレクトに伝わることで、より迅速な対応が可能になります。

2. 開催日時・日程

令和4年 10月 27日 (木) 午前 11時から

3. 場所

津幡町役場 西棟 3階 応接室

4. 出席者

一般社団法人石川県産業資源循環協会

会長	高山 盛司 様
副会長	麿香 敏信 様
専務理事兼事務局長	出村 邦夫 様

津幡町

町長	矢田 富郎
町民生活部長	中村 豊

5. その他 (注意事項など)

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定について（概要）

1 協定の名称

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定

2 協定締結日

令和4年10月27日（木）

3 協定の目的

津幡町と一般社団法人石川県産業資源循環協会は、大規模な災害が発生したまたは発生するおそれがある場合において、津幡町からの協力要請に基づき、相互に協力して災害廃棄物活動を実施する協定を締結いたします。

協定締結により、町からの具体的な要請内容が協会にダイレクトに伝わることで、より迅速な対応が可能になります。

4 主な協定の内容

(1) 協力要請の内容

① 廃棄物の量及び内容等に関する初動調査

◎ 協会が協力できる初動調査等

- ・ 廃棄物全量の概数把握
- ・ 仮置場設営関係の概数積算（配置、動線、活動規模等）
- ・ 協会員への地域の防災活動への参加・協力の促進

② 災害廃棄物の収集、運搬及び処理等

(2) 廃棄物処理活動等の実施

① 被害が甚大で本町との連絡が不通となっても、協会は本町の要請を待たずに活動の準備を行う。

② 本町が協会に要請する際は、活動の日時、場所、内容等を指定する。

③ 指定活動場所に本町の職員等が派遣されていなくても、協会は本町の要請内容に従い、自らの判断で活動を行う。